

市長及び副市長の諸給与支給条例及び蕨市教育委員会教育長の給与等に関する
条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の諸給与支給条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の諸給与支給条例（昭和39年蕨市条例第51号）の一部を
次のように改正する。

第3条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 市長及び副市長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

(蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年蕨市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第4条 蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の諸給与支給条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）第3条第2項及び第3条の規定による改正後の蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第3条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の諸給与支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

4 改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和5年11月28日提出

蕨市長 賴高英雄